

令和6年度答申第5号

令和6年11月 6日

松戸市監査委員	関	聡	様
同	三好	徹	様
同	大谷	茂範	様
同	岩瀬	麻理	様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 井 川 信 子 印

個人情報の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和5年4月20日付け松監第18号をもって諮問のあった個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市監査委員（以下「監査委員」という。）が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 令和5年1月31日付けで、審査請求人は、処分庁に対し、「私が行った住民監査請求において、令和〇年〇月〇日に行われた私の陳述、監査委員による質疑、松戸市長その他の執行機関又は職員の陳述の聴取及び監査委員による質疑の会議録、議事録、反訳一切。」について、松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松戸市条例第46号）による廃止前の松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 令和5年2月13日付け松監第164号個人情報一部開示決定通知書で、監査委員は、本件開示請求に対し、条例第10条第3項第2号の規定により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年3月28日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は、令和5年5月26日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

対象個人情報の記録が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。

関係課事情聴取の概要とされる文書（以下「本件文書」という。）は、関係課事情聴取の音声データを反訳したものと考えられるが、審査請求人が

地方自治法第242条第7項及び第8項の規定により監査請求人として立ち会った際のものであって、その監査請求人本人に対して開示しても如何なる非開示事由にいう支障も生じないことから、条例第10条第3項第2号に当たらない。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

「関係課事情聴取」の音声データを反訳した本件文書のうち、松戸市職員の陳述と監査委員による質疑については、開示することにより、事情聴取時の自由な発問と陳述が事実上制限されるおそれのあるものであり、公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがあるものと認められるため、条例第10条第3項第2号の規定により非開示とし、当該部分を塗りつぶしたうえで開示した。

また、すでに開示した「請求人陳述の概要」及び前述した「関係課事情聴取の概要」以外に作成したものは無く、不存在である。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 非開示情報について

本件文書については、公文書であること、および、個人情報であることは処分庁、審査請求人ともに争いはない。

市の機関は、個人情報の開示請求があった場合において、当該請求に係る個人情報の記録が開示することにより市の機関に公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるものであるときは、当該記録を開示しないことができる（条例第10条第3項第2号）ところ、本件文書のうち、松戸市職員の陳述と監査委員による質疑については、地方自治法第242条第8項にいう関係のある職員の陳述の聴取の結果であって（住民監査請求の請求人は、監査委員が必要があると認めるときに限り、同項の規定により、関係のある職員の陳述の聴取に立ち会うことができるにとどまり、監査委員

に対し、関係のある職員が提出した資料等の閲覧又は写しの交付を求めることができず、関係のある職員の陳述の聴取の結果の閲覧又は写しの交付を求めることもできないものと解される。)、これらを開示することにより、①職員が、今後の調査に対する対応を考慮し、監査委員に資料を提出し、又は説明をすることを控えるようになることが予想され、監査委員が陳述の聴取に関係課の協力を得られず、監査に必要な資料が揃わなくなるおそれがあり、さらに、②陳述の聴取の際の自由な発問と陳述が事実上制限されるおそれもあるといえるから、本件文書を開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるものであると認めることができ、このことは、関係のある職員が監査委員に対し監査の対象について説明し資料を提出する職務上の義務を負っていることや、関係課の事情聴取の際に審査請求人が傍聴していた（立ち会っていた）ことなどによって変わるものではない。（令和〇年〇月〇日東京高等裁判所令和〇年（〇〇）第〇〇号個人情報一部開示決定処分取消等請求控訴事件に同旨）

したがって、本件文書を非開示とした処分庁の判断は妥当である。

(2) 文書の特定について

審査請求人は、対象たる個人情報の記録が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられず、さらなる文書の特定を主張している。

このことについて、当審議会において、処分庁に対して特定した文書以外の文書の存在について確認を行ったが、処分庁の説明に不自然な点は認められなかった。

6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5 年 4 月 2 0 日	諮問書の受理
令和 6 年 8 月 2 日	第 1 回審議会（諮問の報告・審議）
令和 6 年 9 月 1 1 日	第 2 回審議会（審議・意見陳述）
令和 6 年 1 0 月 8 日	第 3 回審議会（審議・理由説明）
令和 6 年 1 1 月 6 日	第 4 回審議会（審議）